

よくある質問と回答

支給対象関係

1 「患者と接する」の「患者」とは新型コロナウイルス感染症（疑い）患者に限定されるのですか。

新型コロナウイルス感染症（疑い）患者に限りません。他の疾病等の患者も含まれます。

2 「患者と接する業務」とは、どのような業務が含まれるのでしょうか。

保険薬局に保険調剤のために訪れた患者に対する受付、服薬指導など、対面したり、接触して行う業務が該当します。

保険薬局に勤務していても、対象期間中はピッキングや監査のみを行い患者と対面しなかったり、薬局そのものが休業していた場合は、対象外となります。

勤務内容については、各薬局においてご判断いただき、ご申請いただくことになります。

3 対象となる従事者は、その薬局専属の正社員に限定されますか。

雇用形態による限定はありません。支給の要件を満たせば、正社員に限らず、アルバイト、パート、派遣、退職者等、全員が対象となりますので、とりまとめのご協力をお願いします。

また、複数の県内保険薬局での勤務を合計して支給の要件を満たす場合も、対象になります。

ただし、その場合は主に勤務する1か所の薬局からご申請いただくことになります。1人の従事者が重複して支給を受けることはできません。

4 「10日以上勤務」の1日の数え方はどのようになるのでしょうか。

1日あたりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。なお、深夜勤務などで日をまたぐ場合は2日と数えてください。

ただし、1日の中で複数の薬局に勤務したとしても、1日と数えます。

5 神奈川県内に居住していないと、対象にはならないのでしょうか。

神奈川県内の保険薬局に勤務する従事者であれば、従事者個人の居住地に関係なく対象となり得ます。

6 県内に在住している従事者だが、勤務先は他都道府県の薬局である。慰労金はもらえるのですか。

神奈川県内の保険薬局に勤務していたことが支給要件のひとつとなります。その際、従事者個人の居住時は考慮しませんので、神奈川県内の保険薬局に勤務していなければ、対象外となります。

7 医療や介護など、他の慰労金と重複して支給を受けられるのですか。

名称や財源によらず、新型コロナウイルス感染症関係での慰労金は、1人につき1回となります。重複して支給や交付、給付を受けることはできません。

8 持病や妊娠などにより高リスクと判断され、対象期間中は患者対応をせず、DIや在庫整理のみの業務でした。慰労金はもらえるのですか。

対象期間中に、直接患者と接する業務を行っていなかった場合は、支給の対象とはなりません。

9 従業員に新型コロナウイルス感染症患者が発生したが、慰労金は増額となるのですか。

増額はありません。慰労金は、一律3万円です。

10 本社が神奈川県内で、薬局店舗が神奈川県と他都道府県にあります。全店舗分の慰労金を申請してよいですか。

この慰労金事業は、神奈川県独自のものであり、神奈川県内の保険薬局のみを対象としております。他都道府県の店舗は、慰労金支給の対象とはなりません。

11 薬局内に、他の慰労金を受給した者が一部いる。他の者は慰労金をもらえますか。

他の慰労金を受給した方はこの慰労金の支給対象外となりますが、そうでない方は支給対象となる場合があります。

12 「事務員」というのは、どのような従事者をいうのですか。【new】

薬剤師以外の保険薬局従事者をいいます。いわゆる薬局事務のほか、案内、受付、会計等、保険調剤に伴う患者対応を行う全ての従事者が支給対象となる可能性があります。

13 既に薬剤師分の慰労金を申請し、支給を受けたのですが、事務員分はどうしたらよいですか。【new】

お手数ですが、事務員分についてとりまとめていただき、変更申請としてご申請をお願いします。

14 まだ薬剤師分の申請をしていないので、事務員分とまとめて申請できますか。【new】

一括で申請できます。申請の際、薬剤師は様式第3-1号に、事務員は様式第3-2号に対象者を記載してください。

15 薬局に併設のドラッグストア従業員も支給対象となりますか。【new】

支給の対象となるのは、保険薬局での業務です。薬局とドラッグストア両方で従事した場合は対象になる可能性があります。併設のドラッグストアでの業務のみでは、慰労金支給の対象にはなりません。

16 薬剤師には、慰労金が2回支給されるのですか。【new】

慰労金支給は1回限りです。既に慰労金の支給を受けた薬剤師は、再度支給を受けることはできません。

17 神奈川県内にある本社勤務の事務員も慰労金支給の対象になりますか。【new】

神奈川県内の保険薬局において患者と接する業務に従事していない場合は、支給の対象となりません。

18 東京都等の近隣都県では、慰労金を支給しますか。それはいつですか。【new】

直接近隣都県にお問い合わせください。

申請手続き関係

19 「主に勤務する薬局」とは、対象期間内で最も勤務日数が多い薬局ということですか。

各薬局や、対象となる従事者の判断で構いませんが、一般に最も勤務日数が多い薬局と解釈して差し支えありません。

20 勤めていた薬局は廃業してしまったが、どうしたらよいですか。

原則として、旧薬局でとりまとめて申請してください。

どうしても困難であれば、個人で申請してください。

勤務の証明は、薬局管理者であった方等に記入してもらってください。

なお、個人での申請方法につきましては、ホームページをご確認の上、ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

21 勤めていた薬局を退職してしまったが、どうしたらよいですか。

要件を満たすのであれば、申請の時点で退職していても支給対象となります。対象期間内に勤めていた薬局でとりまとめていただきますよう、お願いします。

どうしても困難であれば、個人で申請してください。

22 会社でグループ薬局分を一括で申請してもよいですか。

複数薬局分を一括で申請することはできません。薬局ごとにとりまとめて申請してください。

23 薬局長や管理薬剤師が変わり、対象期間中の勤務実績が証明できません。どうしたらよいですか。

勤務記録等により確認し、証明していただきますようお願いいたします。

24 「整理番号」がわかりません。

各薬局に郵送しましたお知らせの封筒の宛名ラベルをご確認ください。右下の7桁（6桁の数字とアルファベット1字）の文字列が整理番号です。

25 様式第4号「個人票」は、薬局でとりまとめて申請する場合も必要ですか。

個人票は、必ず対象者全員分が必要です。適宜コピー等を行い、用意してください。

26 事務員もおらず、薬剤師1人のみで保険薬局を運営していますが、とりまとめ申請しなければいけませんか。

事務員もおらず、薬剤師1人のみの場合は、個人申請していただいても差し支えありません。

27 様式第4号「個人票」の勤務日数は、様式第3号「対象者一覧」と同様に「10日以上」と記載してよいですか。正確な日数を記載しなければいけませんか。

10日以上患者と接する業務に従事していれば、「10日以上」と記載して差し支えありません。

28 対象期間は別の薬局で勤務しており、現在転職している場合どちらの薬局での申請になりますか。

勤務日数の証明は対象期間に勤務していた薬局に記入してもらってください。とりまとめはどちらの薬局でも構いません。

29 派遣会社に所属している薬剤師は、どのように申請したらよいですか。

対象期間中に勤務していた薬局で、とりまとめてもらってください。

30 インターネットバンキングを利用しており、通帳がないためコピーを提出できません。どうしたらよいですか。

口座種別（普通・当座等）、口座名義人、フリガナ、支店番号、口座番号、金融機関名、支店名が全て確認できる書類が必要です。

口座証明書、口座番号連絡書等（会社によって名称は異なります）を入手し、添付してください。

31 薬局でのとりまとめは負担なので、各対象者全員に個人申請させてもよいですか。【new】

個人申請の件数が増えると、慰労金の審査、支給事務全体に大きな負担がかかり、県内全ての薬局の皆様への慰労金支給が遅延します。お手数ですが、薬局ごとのとりまとめにご協力いただき、個人申請は、真にやむを得ない場合のみとしてください。

32 様式第4号「個人票」のメールアドレス欄は、必ず記載しなければなりませんか。【new】

申請書類に不備等があった場合などに、ご連絡のために使用します。メールアドレスを持っていない方や、知られたくない方、お電話で対応いただける方などは、無理にメールアドレスを記載する必要はありません。また個人のメールアドレスでなく、薬局や会社のメールアドレスを記載しても構いません。ただし書類不備があった場合に、お電話でもメールでも連絡が取れない場合、慰労金を支給できなくなる可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

33 事務員のみ提出が必要な「本人が対象期間中に勤務していたことが証明できる書類」とは、どのようなものですか。【new】

慰労金支給の要件となる、令和2年1月15日から6月30日までの期間において、薬局に勤務していたことを証明できる書類が必要です。必ずしも、10日以上のお客様対応業務を証明するものである必要はありません。

日付や氏名の記載があり、勤務していたことを証明できるものであれば詳細は問わず、具体的には雇用証明書のほか、給与明細（金額等黒塗りでも可）のコピー、タイムカード等勤務記録のコピー、辞令等のコピーなどでも可能です。

支払関係

34 薬剤師への支払いは銀行振込で行いたいが、手数料は支給されるのですか。

手数料の支給はありません。銀行振込等により支払った場合、手数料等の支払いに要した実費は、薬局の負担となります。

35 申請してから慰労金が振り込まれるまで、どのくらいかかりますか。

申請状況にもよりますが、書類不備等が無い場合は、概ね1か月程度となります。

所得税関係

36 慰労金は課税所得となるのですか。

本慰労金は非課税所得となります。

実績報告関係

37 薬局の予算で、併設ドラッグストア従業員などの慰労金対象外の者にも慰労金を支給しましたが、支払済額の報告はどうしたらよいですか。

実績報告をいただくのは、あくまで県で支給した金額に対する実績です。会社独自の支払いは記入せず、県から支給された従事者分の慰労金の支払実績のみを報告してください。

38 県からの慰労金支給額と従事者への支払額が同額にならなかったのですが、どうしたらよいですか。

理由によって、再審査又は慰労金の返還が必要になる場合があります。慰労金支給事業担当まで個別にご相談ください。

39 薬剤師分と事務員分で別々に慰労金を申請したが、報告は一括でもよいですか。【new】

一括でまとめて報告してください。